

寄付金控除・税制優遇措置（法人用）について

公益財団法人文楽協会への寄付は、税制優遇措置の対象となっています。所得税、法人税、相続税、一部の自治体の住民税において、それぞれに定められている条件を満たすことで、優遇措置を受けられます。ただし、優遇措置を受けるためには確定申告が必要になります。

法人による寄付の場合

法人が公益財団法人に対して支出した寄付金は、寄付した全額が損金算入できます。さらに別枠で、下記の特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% (0.25\%) + \text{所得の金額} \times 6.25\% (2.5\%)) \div 2 (4)$

: ()は通常の損金算入率

詳しくは最寄りの税務署へお尋ねください。

**特定公益増進法人に対する
寄付金の損金算入限度額の計算方法**
(平成24年4月1日以降開始事業年度)

$$\left\{ \left[\frac{\text{期末資本金及び
資本積立金}}{12\text{カ月}} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12\text{カ月}} \times \frac{3.75}{1000} \right] + \left[\frac{\text{寄付金支出前の
所得金額}}{100} \times \frac{6.25}{100} \right] \right\} \times \frac{1}{2} = \text{損金算入
限度額}$$

※限度額を超える部分の金額は、一般の寄付先への寄付として損金算入ができません。

※平成24年4月1日以前開始事業年度は、
(期末資本金及び資本積立金×事業年度月数/12カ月×2.5/1000)+
(寄付金支出前の所得金額×5.0/100)×1/2=損金算入限度額となります。

以上